

## 横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業等に係る 住環境の保全等に関する条例の手続の手引きの一部改定について

### 1 趣旨

手続等の改善を目的とした運用の変更及び運用の明確化を行うため、横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業等に係る住環境の保全等に関する条例（以下「中高層条例」という。）の手続の手引きを一部改定します。

### 2 改定内容

#### (1) 標識設置届出状況の公表について

現在、中高層条例第10条第3項に基づく標識設置届出の状況のうち、建築計画に関する内容を市庁舎2階「よこはま建築情報センター」及び情報相談課ホームページで公表しています。今後、解体工事計画に関する届出状況を同様の方法で公表するため、届出状況を公表する場所を改めて案内します。

#### (2) 実日影図に明示すべき事項の明確化について

中高層条例第11条に基づく実日影図に明示すべき事項のうち、建築物の高さの2倍となる線について、記載が必要な建築物の種類及び基準となる高さを明確にします。

#### (3) あっせん・調停の出席者について

中高層条例規則第24条第1項のとおり、あっせん・調停には市長が相当と認めた紛争当事者の代理人の同席が可能なことを明記します。また、紛争当事者の代理人が出席する場合は、代理関係を証した書面の提出を求めます。

#### (4) 取下届/取りやめ届の提出について

現行運用では、建築計画中止のお知らせ標識を設置した後に取下届/取りやめ届を提出することとしていますが、取下届/取りやめ届の提出後に建築計画中止のお知らせ標識を設置し、写真提出により市に報告する運用に変更します。

### 3 新旧対照

別紙参照